

Mihonoseki 伝建だより



Vol.8

2025.1

諸手船神事

- ・松江市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しました
- ・今後のスケジュール(予定)
- ・伝建地区になると屋外広告物のルールが変わります

※「Mihonoseki伝建だより」…松江市では、美保関町美保関にて伝統的建造物群保存地区制度、通称「伝建」の導入を検討しています。制度の内容や市の取り組みについてお伝えします。

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しました

令和6年11月の松江市議会において、「松江市伝統的建造物群保存地区保存条例」が可決され、12月20日に公布しました。条例の内容は、美保関地区を伝統的建造物群保存地区として決定するための各種手続きなどを定めたものです。

今後はこの条例に基づき地元の方にも参画していただく「保存審議会」を設置し、保存地区の範囲や地区の保存・活用に関する計画等について審議して決めていきます。

【条例の主な内容】

①伝統的建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境を「保存地区」として決定することができる

➡ 伝建となる地区を決定することができるようになる

②地区の保存及び活用に関する「保存活用計画」を作成

③重要事項を調査・審議する審議会を設置



④地区の保存のため規制の対象となる行為を定める。

建築物等の外観を変える場合は市の許可が必要となる。

■許可が必要な行為

- ①建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ②建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更(外観の変更)
- ③宅地の造成、土地の形質の変更
- ④木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋め立て等

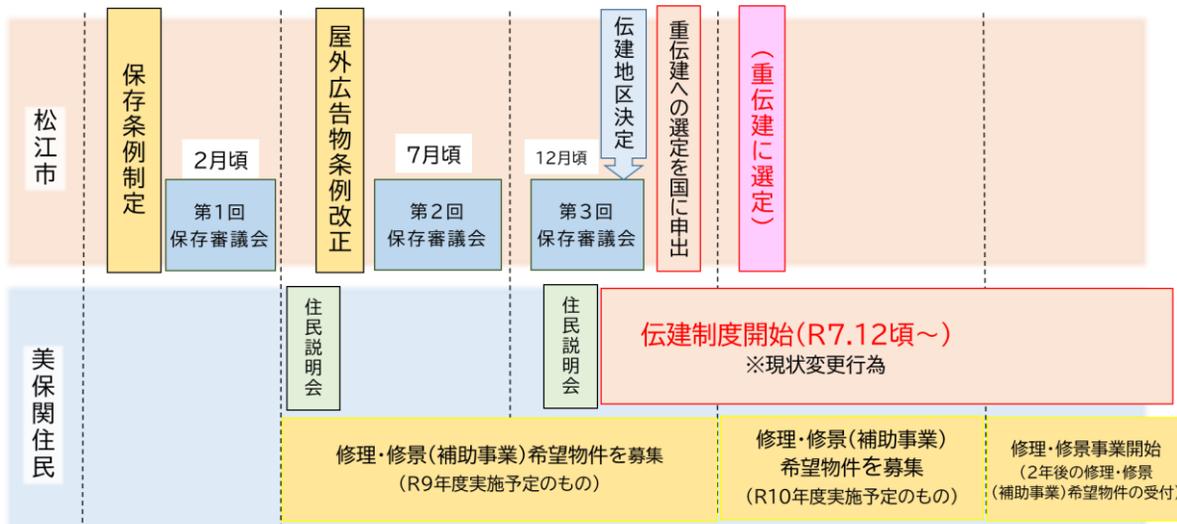
⑤無許可で現状変更行為を行った者や、行為の停止命令若しくは措置命令に違反した者は5万円以下の罰金に処されます。

- ・左の行為を許可なく行った場合
 - ・停止命令(行為をやめてください)に違反した場合
 - ・措置命令(元に戻してください等)に違反した場合
- 5万円以下の罰金に処される場合があります。

※条例は制定されましたが、これで伝建の制度が開始するわけではないため、直ちに地区住民の皆さまに規制がかかることはありません。

令和6年12月 令和7年4月 令和7年10月 令和8年4月 令和9年4月

今後のスケジュール(予定)



伝建地区になると屋外広告物のルールが変わります

伝統的建造物群保存地区の決定にあわせ、松江市屋外広告物条例の改正を予定しています。これは、伝建地区の良好な景観を守るために屋外広告物（看板、ポスター等）の表示または掲出を原則禁止する「**禁止地域**」に指定する条例です。

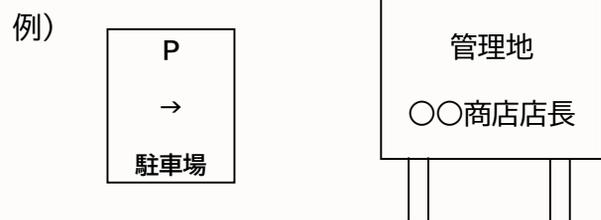
しかし、この禁止地域では、広告物が全く出せない訳ではありません。掲出する広告物の大きさと色彩等に配慮が必要です。掲出ができる広告物は下表のとおりです。

屋外広告物とは… 常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、看板やはり紙、建物などに掲出する表示

◎掲出ができる広告物

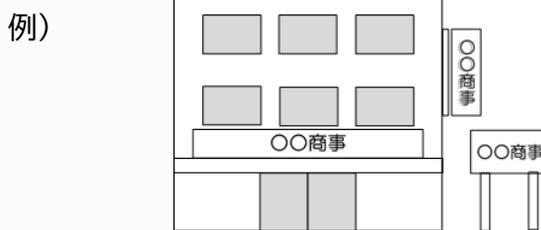
管理用広告物※の場合

※自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物



自家用広告物※の場合

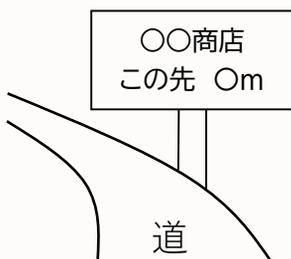
※氏名、名称、商標、事業の内容を、自己の住所、事務所、作業所等に表示する広告物



大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内
色彩等	・周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものは、 動光又は点滅を伴わないこと

大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の 合計 が7㎡以内
色彩等	・周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものは、 動光又は点滅を伴わないこと

道標の場合



大きさ	・名称・距離・方向のみ
表示方法	・広告間の距離を50m以上離す（同一目的の広告の場合、200m以上離す） ・目的地から5km以内に4個以下まで ・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内
色彩等	・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・光源を用いるものは、 動光又は点滅を伴わないこと

なお、屋外広告物条例改正の詳細については、今後、住民説明会を予定しています。

屋外広告物についてお問い合わせはこちらまで



松江市まちづくり部 建築審査課
景観指導係 電話(0852)55-5387

伝建地区では広告物の大きさ・位置・色彩等について歴史的風致を維持するための配慮が必要です。

その他、現状変更許可の手続きも必要となります。現状変更については、下記の■問い合わせ先 文化スポーツ部文化財課まで

美保関中学校ふるさと探究学習でも「伝建」を学んでいます!!



美保関中学校の2年生が美保関の魅力と伝建制度について学びました。

令和7年度は、美保関地区の歴史的なまちづくりについて探求していきます!!

■問い合わせ先

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
松江市文化スポーツ部 文化財課
歴史まちづくり係 電話(0852)55-5956

ホームページ

お問い合わせフォームは



こちらから

